

平塚市長 落合 克宏

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり公示する。
なお、送達すべき書類は納税課で保管しているので、申出があれば、いつでも送達すべき者に交付する。

記

送達すべき書類の根拠となる法令 地方税法第 4 5 8 条

氏名
高橋 正志
山崎 健一
濱元 豊博
山火 敬済
原田 竜也
原田 竜也
森口 幸二
三上 和彦
三上 和彦
小林 ルレル諒
藤間 匠汰
小島 祐也
菊地 冬弥
勝又 有紀
(有)ヌールトレーダ
野原 肇
日向 黎
中根 光隆
中根 光隆
中根 光隆
中根 光隆
大石 龍希
(株)GROW
類家 一也
牧田 功
安藤 雄太
石坂 慎吾
木村 栄志
(株)山陽
松原 諒太
福田 葉月
成澤 隆幸
齋藤 悠平
今井 歩
雙田 政一

山下 大弥
榊形 圭吾
後藤 泰成
鈴木 啓太
鈴木 啓太
中村 隼也
(株)NEXT GENERATION
(株)NEXT GENERATION
(株)兼装
(株)NEXT GENERATION
(有)清和商事

以上